

社会福祉法人 日野市社会福祉協議会  
有料広告掲載要綱

制定 平成24年 3月23日

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人日野市社会福祉協議会（以下「日社協」という。）で有料広告（以下「広告」という。）を行う際の取り扱いについての基本的な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 日社協の広告媒体等に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性ならびに信頼性を持てるものでなければならない。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告は、日社協の品位を損なわないよう充分に配慮するとともに、市民の福祉、生活の利便性などを考慮し、次の各号に定めるものは広告媒体に掲載しない。

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治活動や宗教活動に関するもの
- (4) 誇大広告および誤認の恐れがあるもの
- (5) その他、公共の福祉の妨げとなるもの

(広告掲載基準)

第4条 広告の規格・掲載料については、広告媒体ごとに「広告掲載基準」を別に定めるものとする。

(広告掲載の公募)

第5条 広告の募集については、ひの社協だより・ホームページ等において公募する。ただし、会長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

(広告の申し込み)

第6条 広告記載を希望するものは、日社協が指定する期日までに広告掲載申込書（別紙）に必要事項を記入の上、版下原稿を添付し、会長へ申し込むものとする。

(広告の審査)

第7条 会長は、第4条に規定する広告案が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は広告主に修正を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 会長は、第6条の申込書を受理した場合、第2条及び第3条に基づき、掲載の可否を決定する。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載申請結果通知書(別紙)にて申込者に通知する。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載料は、掲載決定後に会長の指定する期日までに一括納付するものとする。

(広告の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が追うものとし、日社協は一切の責めは行わない。また、版下原稿の作成経費は広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第11条 会長は、第7条の規定による広告掲載の決定を申込者に通知した後であっても、次のいずれかに該当する場合は、会長はこの決定を変更し、または解除することができるものとする。

- (1) 会長が指定する期日までに広告案を提出できなかった場合、または広告掲載料を納付できなかった場合
- (2) 「ひの社協だより」発行等の広告媒体の作成上、重大な支障が生じた場合
- (3) 広告の内容に虚偽の記載があった場合
- (4) その他、会長が特に広告掲載に支障があると認めた場合

(広告掲載料の還付)

第12条 原則、広告掲載料の還付はしない。ただし、日社協の都合により広告の掲載ができなくなったときは還付することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。